

審査基準・標準処理期間

所属名	農林水産部 水産課
内線番号	4996

No.	項目	内容
①	処分名	資源管理協定の認定
②	法令名	漁業法
③	法令番号	昭和24年法律第267号
④	根拠条項	第124条第1項
⑤	処分権者	京都府知事
⑥	法令の定め	第124条 漁業者は、漁獲割当管理区分以外の管理区分(第7条第2項に規定する管理区分をいう。)における特定水産資源又は特定水産資源以外の水産資源の保存及び管理に関して、協定を締結し、農林水産省令の定めるところにより、農林水産大臣又は都道府県知事に提出して、当該協定が適当である旨の認定を受けることができる。
⑦	審査基準	1 資源管理基本方針(令和2年農林水産省告示第1982号)又は京都府資源管理方針(令和2年12月4日京都府告示第643号)に照らして適当なものであること。 2 不当に差別的でないこと。 3 漁業法及び漁業法に基づく命令その他関係法令に違反するものでないこと。 4 特定水産資源を対象とする協定にあつては、当該特定水産資源に係る大臣管理漁獲可能量又は知事管理漁獲可能量を超えないように漁獲量の管理を行うために効果的なものと認められるものであること。 5 特定水産資源以外の水産資源を対象とする協定にあつては、漁業法及び漁業法に基づく命令その他関係法令により漁業者が遵守しなければならない措置以外に当該水産資源の保存及び管理に効果的と認められる措置が定められていること。 6 漁業法第124条第2項第4号及び第5号に掲げる事項の内容が、協定に参加している者に過重な負担を課するものでないこと。
⑧	経由機関名	無し
⑨	協議機関名	無し
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)30日
	経由機関	—
	協議機関	—
	当該処分機関	30日
⑫	問合せ	農林水産部 水産課 漁政企画係(電話:075-414-4996)
⑬	備考	